

公益社団法人松山法人会 青年部会規約

- 第1条 公益社団法人松山法人会（以下「本会」という）の部会運営規程に準拠し、本会内に青年部会をおく。
- 第2条 当部会は公益社団法人松山法人会青年部会と称する。
- 第3条 当部会は本会の定款に則り、部会員の経営並びに税務知識の向上を図り、企業経営の発展に資すると共に部会員相互間の親睦を図り、本会との緊密な連携により本会の発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 当部会は、次の事業を行う。
（1）税務、経営などに関する各種講習会、研修会の開催
（2）税務当局及び本会役員との懇談会の開催
（3）部会員の親睦を図るため必要な会合の開催
（4）本会の事業に積極参加
（5）その他、目的達成に必要な事業
- 第5条 当部会員は、本会会員中の青年（50才までの取締役に準ずる各法人の幹部とする。）で、その趣旨に賛同する者は自由に加入することができる。
- 第6条 当部会に次の役員をおく。
（1） 部会長 1名
（2） 副部会長 若干名
（3） 支部長 各支部より1名
（4） 副支部長 各支部より1名
（5） 部会監事 2名
2 当部会に幹事をおく。
幹事は、各支部より1名ずつ推薦を行い、部会長がこれを委嘱する。
3 当部会に顧問を1名及び相談役を若干名おくことができる。
顧問及び相談役は、役員会の推薦により部会長がこれを委嘱する。
4 当部会に役員として会務担当役員をおくことができる。
- 第7条 部会長、副部会長、会務担当役員、部会監事は、会員交流会議において選任し、支部長、副支部長は各支部の推薦に基づき、会員交流会議において選任する。
- 第8条 役員任期等については、本会役員の規定を準用する。
- 第9条 部会長は当部会を代表し、部務を総括する。
副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその業務を代行する。
- 第10条 部会監事は会計を監査するとともに、部会、各委員会及び各支部主管の事業等が不正の行為、若しくは当該行為をするおそれのあると認めるとき、又は

法令若しくは規約に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、部会長に対し臨時役員会の招集を請求し、その旨を報告しなければならない。

- 2 支部長は、所属支部を代表する。副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 顧問は経験を生かし、業務について必要な助言をする。相談役は、当部会の運営に関する事項について、部会長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。
- 4 会務担当役員は、部会の各活動に必要な議案書等（財政を含む）の精査及び事務局との調整を行う。

第11条 当部会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第12条 会員交流会議は毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
部会員の内、本会正会員の3分の1以上が会員会議の開催を要求したときは、部会長は会員交流会議を開催しなければならない。
会員交流会議の議長は部会長とする。

第13条 会員交流会議は次の事項を審議する。
（1） 役員を選任
（2） 会計及び事業報告、事業（案）の提出
（3） その他、提案事項

第14条 役員会は部会長が必要ある時に開催する。
2 第4条に規定する当部会の事業を推進するため、役員会の承認を得て委員会を設けることができる。

第15条 会員交流会議及び役員会の議事は出席部会員の内、本会正会員の過半数で決し、可否同数の時、議長が決する。

第16条 当部会の会費は年間費12,000円とする。
ただし、10月以降に入会した場合の年会費は50%相当とする。
2 部会の収入は会費及び本会の助成金、その他の収入をもってこれにあてる。
3 正当な理由がなく会費を3年以上滞納したとき、部会員資格は喪失する。

第17条 部会員の慶弔に対して祝い金及び見舞い金を支給することができる。
2 慶弔見舞い金の支給対象は次のとおり定める。
（1） 結婚祝い金
（2） 弔慰金
（3） 災害見舞い金
（4） 疾病見舞い金
（5） その他部会長がこれを認めた場合
3 慶弔見舞い金の支給は1につき10,000円以内とする。

第18条 本規約に定めのないものは本会の定款を準用する。

第19条 本規約の改廃は、本会理事会の決議をもって行う。

附 則

- 1 この規約は昭和54年6月21日から施行する。
- 2 第17条は昭和59年5月23日から施行する。
- 3 第5条の変更は平成3年7月22日から施行する。
- 4 第6条、第7条、第14条2の変更は平成7年6月6日から施行する。
- 5 第14条2の変更は平成15年6月27日から施行する。
- 6 第6条、第12条、第14条第2項、第15条の変更は平成23年6月20日から施行する。
- 7 第1条、第2条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第15条、第17条、第18条、第19条の変更は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。
- 8 第6条1, 3、第7条、第10条1, 3の変更は平成27年3月23日から施行する。
- 9 第6条4、第7条、第10条4、第16条3の変更は平成28年3月28日から施行する。